

ABL（流動資産担保融資）をめぐる日中両国法の比較研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 季, 晓燕 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000329

2024年1月14日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授

氏名 川地 宏行

(副査) 法学部 専任教授

氏名 長坂 純

(副査) 法学部 専任教授

氏名 都筑 満雄

1 論文提出者 季 曉燕

2 論文題名 ABL (流動資産担保融資) をめぐる日中両国法の比較研究

(英文題) Analysis of ABL (Asset Based Lending) in Japan and China

3 論文の構成

本論文は三つの編で構成されており、まず第1編ではABLに関する日本法の分析、第2編では中国法の分析、そして第3編において日中両国法の比較検討がなされている。日本法を分析する第1編ではABLを構成する主要な担保である集合動産譲渡担保(第1章)と集合債権譲渡担保(第2章)をめぐる日本の判例学説の分析がなされ、次いで第3章ではABLをめぐる運用の実態と課題ならびにABL関連の法整備に向けた日本国内の議論状況が考察されている。中国法の分析である第2編では、集合動産担保を実現する浮動動産抵当(第1章)ならびに集合債権担保を実現する債権質と債権譲渡担保(第2章)をめぐる法制度の現状と問題点の考察、ABLをめぐる中国国内の議論状況の検討(第3章)で構成されている。そして第3編ではABLをめぐる日本法と中国法の現状と課題を比較検討することを通じて、両国に共通する課題と固有の課題を解明し、課題を克服するために必要な立法論を展開する。

4 論文の概要

第1編における日本法の分析では、第1章において、集合動産譲渡担保をめぐる判例学説を考察している。まず、集合動産譲渡担保の対象となる集合物概念の意義ならびに集合物とそれを構成する個々の動産の関係をめぐる諸学説を検討し、次に担保設定時の問題として、集合動産譲渡担保の有効要件として特定性要件を課すべき理由(一物一権主義との整合性)、種類・所在場

所・量的範囲の三基準で特定性を判定することの是非、対抗要件としての占有改定における公示性の欠如の問題、対抗要件としての民法上の占有改定と特別法上の動産譲渡登記の関係について判例学説を分析する。続いて設定から私的実行までの間の期中管理の問題として、譲渡担保権設定者が有する動産の処分権の範囲について判例が提示する「通常の営業の範囲内」という基準の意義とその問題点、通常の営業の範囲外の処分において第三者が譲渡担保の負担のない所有権を取得するための要件について判例学説を分析し、抵当権の判例を参照して担保権設定者に担保価値維持義務として報告義務と補充義務を課すべきとの自説を唱える。さらに、実行段階の問題として、後順位譲渡担保権の設定を許す一方で私的実行を制限した判例を分析するとともに、集合動産譲渡担保における固定化概念をめぐる学説の議論状況、集合動産譲渡担保に基づく物上代位の可否をめぐる「通常の営業の継続中か否か」を基準にする判例を考察する。

第2章では、まず集合債権譲渡担保の有効要件の問題について、被譲渡債権に含まれる将来債権の譲渡の有効要件として特定性要件の他に債権発生の現実性も要件に加えるべきか否かをめぐる判例学説を検討し、次に対抗要件の問題として、民法上の債権譲渡通知が集合債権譲渡担保権の第三者対抗要件になり得ることを認めた判例とそれに対する学説を分析する。続いて、民法上の債権譲渡通知・承諾とは異なる債権譲渡登記に特有の問題（債権譲渡登記における債務者対抗要件と第三者対抗要件の分離に起因する問題等）、集合債権譲渡担保権設定者の取立権について集合動産譲渡担保における動産の処分権と同様の「通常の営業の範囲内」という制限を設けるべきか、債権質設定者の担保価値維持義務を認めた判例を参照して集合債権譲渡担保設定者にも担保価値維持義務を課すべきかをめぐる問題を検討している。最後に将来債権譲渡と譲渡制限特約の関係について、債権法改正前の下級審裁判例と改正条文の比較を通じた考察を試みている。

第3章では、ABLという新たな担保融資形態のあり方をめぐる近時の議論状況を分析する。具体的には、譲渡担保に関する判例評釈や研究論文に加え、ABL関連の多種多様な文献を採り上げ、譲渡担保をめぐる研究成果のみでは正確な把握が困難なABLの運用実態と課題を解明し、近時の担保法改正に向けた法制審議会の議論や中間試案も考察対象に加えながら、ABLのあるべき法制度の整備に向けた立法論を展開する。最終的には、ABLを集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保の単なる併存と捉えるのではなく、一つの特別法の下で動産譲渡登記と債権譲渡登記が設置されているように、集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保について可能な限り統合化を図るべきとの視点から、担保権設定者の動産処分権と債権取立権に対し「通常の営業の範囲内」という共通の制限枠を設けるとともに、いずれの担保権設定者にも担保価値維持義務を課すべきことを提唱する。

続いて第2編における中国法の分析では、まず第1章において集合動産担保を実現する浮動動産抵当制度について、個別動産抵当制度と比較する手法で、現行制度を解説するとともにその問題点を解明する。具体的には、民法典に定められた浮動動産抵当により集合動産担保の設定が可能であること、個別動産抵当権と浮動動産抵当権が競合する場合に登記の先後で優劣を判定すべきこと、動産抵当権登記には日本法と同様の対抗要件としての機能を担わせるべきであること、浮動動産抵当設定者による抵当動産の処分権の法的根拠とその範囲、登記の有無と動産処分の相手方保護のあり方を考察する。

次に第2章では集合債権担保を実現するために債権質と債権譲渡担保のいずれが適格かを検討する。債権質は民法典に定められた典型担保であり、登記制度も整備されているが、如何なる要

件の下で将来債権に対して債権質を有効に設定できるかが明確にされていないという問題点が残されている。その一方で、債権譲渡の法形式を用いた債権譲渡担保では、継続的契約から生じた将来債権の譲渡が可能とされていることから、国家機関や業界団体によって集合債権譲渡担保の利用が促進されているが、債権譲渡について登記制度が存在しないので、第三者に対して優先権を主張できない危険性を伴う。以上のように二つの債権担保制度は集合債権担保の実現にあたりいずれも長所と短所を内在させている状況にある。

前編までの日本と中国の ABL をめぐる法状況を踏まえ、第 3 編では、両国法の比較検討がなされ、中国法では、集合動産担保は浮動動産抵当、集合債権担保は債権質もしくは債権譲渡担保の法律構成がとられることから、ABL を構成する主要な二つの担保の法律構成が異なることを問題視して、日本法のように集合動産担保と集合債権担保の法律構成を譲渡担保で統一したうえで、双方の譲渡担保において、設定者の動産処分権と債権取立権の範囲を制限する基準、担保権設定者の担保価値維持義務、有効要件としての特定性要件、対抗要件としての登記の整備などで統合を図ることが、ABL の運用にとって望ましいとの結論に至っている。

5 論文の特質

本論文は、ABL の構成に不可欠な集合動産担保と集合債権担保について、日本法と中国法における現行制度の分析から問題点を抽出し、各問題が ABL における担保権の設定、期中管理、私的実行のいずれの段階の課題であるかを整理したうえで、課題毎に法令、判例、学説を分析し、私見を展開している。日本法の分析では集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保に関する主要判例を分析の対象とし、判例に対する諸学説の検討のみならず、ABL 制度に関する様々な見解にも詳細に考察を加えており、さらに、近時における担保法改正に向けた動きとの関連で譲渡担保の立法化をめぐる法制審議会での議論状況や中間試案も検討対象に加えられている。また、中国法の分析では、裁判例が少ないために採り上げられた判例は僅少であるが、その代わりに、人民法院をはじめとする公的機関において公表された見解が分析対象に加えられており、施行されて間もない民法典の関連条文も漏れなく採り上げられている。以上のように本論文では、ABL をめぐる日本法と中国法を比較検討するうえで必要となる情報が適切に提供され、実務の動向をも踏まえた分析が試みられており、両国における ABL をめぐる民事法上の課題を研究するうえで不可欠な文献といえる。そして、本論文の最大の特徴といえるのは、担保設定から実行に至るまでの中間に位置する期中管理の問題を重視し、設定者の動産処分権や債権取立権の問題ならびに設定者の担保価値維持義務の問題が詳細に分析されている点にあるといえる。

6 論文の評価

近時の金融実務において注目されている ABL（流動資産担保融資）をめぐる日本と中国の現在の法状況について、判例学説の分析という民法解釈の基本的な手法により課題を解明したうえで、ABL の実務上の問題にも適切に対応し、最近の担保法改正に向けた学界や実務界での議論状況ならびに法制審での審議内容を精査して、関係当事者の利害状況にも十分に配慮した解決策を探求して立法論を展開しており、ABL をめぐる日中両国法の現状と課題の解明のみならず、さらなる法整備に向けた立法論においても有意義な研究成果を提示しており、その学術的意義は高く評価できる。もっとも、本論文には問題点もある。集合動産担保と集合債権担保の統合化が必要

であるとの立場から、浮動動産抵当や債権質という既存の民法上の制度を用いる中国法の現状を批判的に捉え、日本のように集合動産担保と集合債権担保の法律構成をいずれも譲渡担保に統一すべきと解しているが、民法に明文規定を置く典型担保よりも明文規定を置かない非典型担保を採用すべきと説くのであれば、かなり説得力のある理論的根拠の提示が必要と思われるがそれがなされていない点。脚注に挙げられた中国の文献が日本の文献と比較して量が少ないことから必要な中国の文献が網羅されているのか若干疑問が残る点。中国の浮動動産抵当制度や日本におけるABLの議論にアメリカ法が強く影響しているとしながら、アメリカ法のどの部分がどのような理由から影響を及ぼしているのかの解説が十分とはいえない点。担保権設定者の担保価値維持義務を分析する際に「担保権者による監視」の視点が欠落している点などである。しかしながら、これらの問題点は、前述した本論文の学術的意義を下げるほどのものとはいえない。以上により、本論文は博士の学位授与に十分に値する内容であると評価できる。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上

主査氏名（自署） 川地 宏行